



東京海上日動

パンフレット兼重要事項説明書

ご契約者の皆様へ

SJ1

T^otal assist からだの保険 (サイクル)

ケガ

本冊子をご契約者様向けの「トータルアシストからだの保険(サイクル)」の
パンフレット兼重要事項説明書です。

新規契約をご検討中のお客様につきましては、
代理店または東京海上日動まで
お問い合わせください。



東京海ジョー

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページの「Web 約款のご案内」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/covenant)にてご参照いただけます。約款(冊子)を希望される場合は、東京海上日動のホームページの「お客様サポート」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/>)までご連絡ください。保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

申込書等別紙

※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

本冊子の構成

パンフレット

商品内容

▶ P.1～2

重要事項説明書

I 契約締結前におけるご確認事項

▶ P.3～6

II 契約締結時におけるご注意事項

III 契約締結後におけるご注意事項

IV その他ご留意いただきたいこと

▶ P.8～9

東京海上日動の「トータルアシストからだの保険(サイクル)」は、国内外を問わず自転車事故等のケガや熱中症、賠償に関するリスクを補償します。

ケガ等に関する補償

保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)について、
自転車運転中のケガを補償します。

自転車で転び、ケガをしたとき



さらに! 交通事故等*1による
ケガも補償します。

*1 交通事故の定義については、P.4「2 基本となる補償および保険金額の設定等」をご確認ください。



乗車中の事故で
ケガをしたとき



自動車にはねられたとき



駅のホームで
転んだとき

個人賠償責任に関する補償 ◎ご家族まとめて補償します オプション

自転車運転中の事故について、
法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

自転車で他人にケガをさせてしまったときや、
他人の物を壊してしまったとき



さらに! 日常生活での賠償事故についても、
法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で借りた物を壊したり盗まれてしまったとき



示談交渉は、原則として東京海上日動が行います!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限ります。また、示談交渉できない場合もあります。詳細はP.5をご参照ください。

【補償項目・保険の対象となる方(被保険者)の範囲・保険金額・保険料等】

補償項目		保険の対象となる方(被保険者)の範囲			保険金額および日額(ご契約金額)・ 保険料
		ご本人	配偶者 *1	その他のご親族 *2	
ケガ等に関する補償	死亡保険金	○			ご契約により異なります。 ご契約内容の閲覧方法に応じて 以下よりご確認ください。 ＜保険証券を発行する場合＞ 保険証券または保険契約継続証 ＜We b証券の場合＞ 東京海上日動マイページの 「保険契約」タブよりご契約を選択し 「We b証券を確認する」をクリック/タップ
	後遺障害保険金				
	入院保険金				
	手術保険金 *3				
	通院保険金				
個人賠償責任に関する補償		○			

※保険の対象となる方(被保険者)の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*2 ご本人または配偶者や同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族(配偶者を含みません。)をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

＜ご契約の更新に際して＞

満期日までにご契約者から更新しない旨のお申出がなければ、原則 **自動更新** されます。

ただし、満期日における保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の年齢が満90歳となった場合、ご契約を更新いただけません。

なお、満期日における保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の年齢が満71歳以上となる場合、更新後の内容は原則以下のとおりとなります*1。

・後遺障害保険金については、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)

・入院保険金については、支払限度日数が30日となります。

*1 一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券*2にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*2 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

保険金額、個人賠償責任補償特約のセット有無等は、更新契約の契約手続き時にかぎり変更することができます。ただし、ご契約者よりお申出いただいた内容や他の保険契約のご加入状況等によっては、ご契約内容の変更をお断りすることがあります。

付帯サービス

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

① サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師と
メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いずれも
土日祝・年末・
年始を除く

- ・電話介護相談：午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用
手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症
への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプロ
グラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて
受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉
機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高
齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いた
だける事業者をご紹介します。*

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限り
ご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間

いずれも
土日祝・年末・
年始を除く

- ・法律相談：午前10時～午後6時
- ・税務相談：午後2時～午後4時
- ・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
- ・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール
情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (メディカルアシスト・介護アシスト・デイリーサポート共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方(被保険者)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

重要事項説明書

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者と保険の対象となる方(被保険者)が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方(被保険者)にご説明ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1 トータルアシストからだの保険(サイクル)の商品の仕組み

契約概要

[基本となる補償・特約]

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

※自動セットされる特約等も含め、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●基本となる補償

傷害定額条項^{*1}

自転車事故をはじめとした交通事故によるケガ、自転車搭乗中の熱中症等を補償します。

●補償内容を追加する特約

個人賠償責任補償特約^{*2}

第三者に対する賠償責任を補償します。

^{*1} 交通事故傷害危険のみ補償特約が自動セットされます。

^{*2} 賠償事故解決に関する特約が自動セットされます。

[保険の対象となる方(被保険者)]

	本人型	
	右記以外の補償	個人賠償責任補償特約
ご本人 ^{*1}	○	○
ご本人 ^{*1} の配偶者 ^{*2}	—	
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の同居のご親族 ^{*3}	—	
ご本人 ^{*1} またはその配偶者 ^{*2} の別居の未婚 ^{*4} のお子様	—	

※保険の対象となる方(被保険者)の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任補償特約において、ご本人^{*1}が未成年者または上表の保険の対象となる方(被保険者)が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方(被保険者)に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

^{*1} 申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

^{*2} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思^{*5}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

^{*3} 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

^{*4} これまでに婚姻歴がないことをいいます。

^{*5} 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

基本となる補償および保険金額の設定等

① 基本となる補償



- 国内外において、交通事故等*1により、保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ●乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ●交通乗用具の火災による事故 等

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、基本となる補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券*4にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*4 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ●保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします*1。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※1 始期日における保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の年齢が満71歳以上となるご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)	●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*1を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。 ※1 始期日における保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の年齢が満71歳以上となるご契約は、30日となります。	●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって生じたケガ ●職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 ※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り*2)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) ※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	●職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ●極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。))された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

②主な補償内容を追加する特約の概要

特約名	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方（被保険者）が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等^{*1}を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物（受託品）^{*2}を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方（被保険者）に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方（被保険者）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ^{*1} 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 ^{*2} 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	●ご契約者または保険の対象となる方（被保険者）等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●保険の対象となる方（被保険者）およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●保険の対象となる方（被保険者）が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●航空機、船舶、車両^{*3}または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方（被保険者）が被る損害 ●保険の対象となる方（被保険者）の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電氣的または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失^{*4} ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 ^{*1} 保険の対象となる方（被保険者）がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*5}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ^{*2} 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ^{*3} 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 ^{*4} 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ^{*5} ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

③ 補償の重複に関するご注意



- 個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方(被保険者)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、個人賠償責任補償特約の要否等をご検討ください^{*2}。

^{*1} トータルアシストからだの保険(サイクル)以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。

^{*2} 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方(被保険者)が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額の設定



各保険金額・日額は引受けの限度額があります。

死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、「他の保険契約等」と合算して1,000万円まででご契約いただきます。

- 保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)が始期日時時点で満15歳未満の場合
- 保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方ご本人(被保険者・本人)の同意がない場合

実際にご契約いただく保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

なお、更新契約の契約手続き時に保険金額等を変更する場合、あらかじめ定められたプランの中からお選びいただくことになります。プランについての詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。



(金融庁ホームページ)

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期



- 保険期間：1 年間
- 補償の開始時期：始期日の午後 4 時
- 補償の終了時期：満期日の午後 4 時

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



保険料は、ご契約の保険金額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

[※] 保険料の割増率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

② 保険料の払込方法



主な払込方法は以下のとおりです。

[※] ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○(5%割増)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票	×	○

[※] 口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

[※] 上記割増率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い



保険料は保険証券^{*1}記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則 26 日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。)
クレジットカード、払込取扱票	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

^{*1} 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

4

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5

その他ご注意事項



保険金額、個人賠償責任補償特約のセット有無等は、更新契約の契約手続き時にきざり変更することができます。ただし、ご契約者よりお申しいただいた内容によっては、ご契約内容の変更をお断りすることがあります。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。トータルアシストからだの保険(サイクル)では、「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容(同時に申し込む契約を含みます。)が告知事項(★)となります。

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないことがあります。

2

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



トータルアシストからだの保険(サイクル)は、保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外です。

3

死亡保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方(被保険者)の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方(被保険者)のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なく東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブよりお手続きください。

2

解約される時



ご契約を解約される場合は、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブよりお手続きください。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。



解約日を始期日として弊社で再度傷害保険にご契約される場合は、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブからのお手続きではなく、ご契約の代理店までご連絡ください。返還または請求する保険料の額が、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブからお手続きいただく場合と異なることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3

保険の対象となる方(被保険者)からのお申出による解約



保険の対象となる方(被保険者)がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方(被保険者)はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方(被保険者)全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます^{*1}。

※保険証券の発行をご選択いただいた場合、満期日の約2か月前までにご契約を更新しない旨のご連絡をいただいた場合を除き、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します。内容をご確認のうえ、ご契約を更新しないまたはご契約内容を変更する場合は東京海上日動マイページよりお手続きいただくか、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

また、ご契約者の住所・メールアドレス等の変更のご連絡の時期によっては、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証のお届けが、更新後契約の始期日以降になることがあります。

※Web証券^{*2}をご選択いただいた場合、更新のお手続きに関するご案内メールを満期日の約2か月前にご登録のメールアドレスにお送りします。更新のお手続きに関するご案内メールが送信された時点で更新後契約の内容は東京海上日動マイページよりご確認いただけます。内容をご確認のうえ、ご契約を更新しないまたはご契約内容を変更する場合は更新のお手続きに関するご案内メールに従い、お手続きください。

*1 一部のご契約には「保険契約の更新に関する特約」はセットされず、自動更新されません。

*2 「保険契約の更新に関する特約」がセットされないご契約等の一部のご契約は、「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただけないため、保険証券を発行します。

【保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合】

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 満期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満71歳以上となる場合は、更新後の内容は原則以下のとおりとなります^{*1}。
 - 後遺障害保険金については、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
 - 入院保険金については、入院保険金支払限度日数が30日、入院・手術保険金対象日数が180日となります。
- 満期日における保険の対象となる方ご本人（被保険者・本人）の年齢が満90歳となった場合、ご契約を更新いただけません。また、満90歳とならない場合であっても、年齢等により契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

*1 一部のご契約では、記載内容と異なる場合がありますので、保険証券^{*2}にてご契約内容をご確認のうえ、詳しい補償内容は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

*2 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動マイページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

【更新後契約の保険料】

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方（被保険者）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方（被保険者）とするご契約について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方（被保険者）の同意を得なかったときは、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方（被保険者）または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページの「契約手続き等の猶予に関する特別措置についてのご案内」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

- Web証券(保険証券の発行をせずにご契約内容を東京海上日動マイページ上で閲覧いただく方法)をご選択いただいた場合、Web証券は電子ファイルを保存する等して、大切に保管してください。

6 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。
 - 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方(被保険者)、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方(被保険者)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者^{*1}または3親等以内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-071-281

受付時間: 平 日 午前9時～午後6時
土 日 祝 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平 日 午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)



通話料
有料

東京海上日動マイページのご登録をお願いいたします

ご契約内容の変更(住所や氏名変更等)や解約、更新停止等は、東京海上日動マイページ上の「お手続き」タブよりお手続きいただくため、未登録のお客様は予めご登録をお願いいたします。

<東京海上日動マイページでできること>

● 契約内容の確認 ● 契約の変更手続き ● 事故・ケガの連絡・保険金請求 ● 口座・クレジットカードの変更 等

※トータルアシストからだの保険以外のご契約にも加入されている場合は、あわせて東京海上日動マイページ上にて上記のご対応が可能です。

スマートフォンアプリ(マイページアプリ)からご登録

① Webサイトへアクセス



② アプリストアからダウンロードしてください。



③ 登録には証券番号が必要です。更新契約の契約手続き時の場合、更新前のご契約の証券番号を入力してください。

④ 生体認証ログインにしておけば、ID・パスワードを覚えておく必要がなく便利です!

東京海上日動のホームページからご登録

所要時間は約3分

東京海上日動 マイページ 検索

●「ご契約のしおり(約款)」「保険証券」「次回更新時のご案内(更新のご案内・重要事項説明書等)」の提供方法について
Web(弊社ホームページ)で閲覧いただく方法をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

「Web証券^{*1}」「Web更新案内」の確認方法

「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。

東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(上記の二次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。

※「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただくお客様は、ご契約締結後や満期のご案内時等に弊社からメールをお送りするため、メールアドレスのご登録が必要です。

※「Web証券」をご選択いただいたお客様には、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内」(ハガキまたはメール)をお送りします。

*1 「保険契約の更新に関する特約」がセットされないご契約等の一部のご契約は、「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただけないため、書面で発行します。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

弊社ホームページでは、東京海上日動マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページの「Web約款のご案内」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/covenant/>)をご参照いただくか、約款(冊子)を希望される場合は、弊社ホームページの「お客様サポート」(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/>)までご連絡ください。ご不明な点等がある場合は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

※「トータルアシストからだの保険(サイクル)」は、「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットした傷害総合保険(傷害定額条項)のペットネームです。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/